

就学援助支給申請について

～ 小・中学校への就学に必要な費用の援助が受けられます ～

播磨町では学用品・給食などに係る費用に対して、ご家庭の実情に応じて援助する制度をもっています。令和4年度の申請については次のとおりです。

◎**手続方法**……申請書（教育委員会にあります。ホームページからダウンロードすることもできます。）を記入し、下記の書類等とともにご申請ください。

①**所得状況等に関する照会同意書**（同一世帯16歳以上の方全員の同意が必要です）

②**保護者名義の預金通帳**

③（令和4年1月2日以降に播磨町に転入された方のみ）令和4年度所得証明書または個人番号提供書

* 所得証明書は令和4年1月1日に住所のあった市区町村役場で発行しています。

* 源泉徴収票は不可です。

* 個人番号提供書を提出する場合は世帯員（16歳以上）の個人番号カード、通知カード、個人番号入りの住民票の写しのいずれかを持参して下さい。持参者の本人確認もさせていただきます。

④**児童扶養手当を受給している方は児童扶養手当証書**

（注）上記以外にも必要に応じて書類等の提出をお願いする場合があります。

◎**受付期間**……6月1日（水）～15日（水）（但し、土・日曜日は除く）

午前8時30分～12時 午後1時～5時15分

◎**受付場所**……播磨町教育委員会 教育総務グループ（播磨町役場第2庁舎2階）

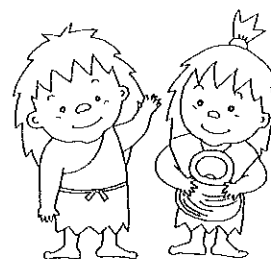
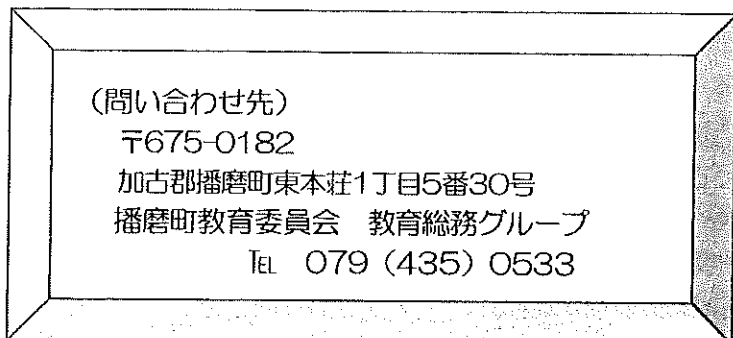
* 郵送での申請も可能ですが、記載漏れ・添付漏れがないようにしてください。

※ 7月1日以降に申請される場合は、申請された日を基準として認定されます。

（この場合、4月にさかのぼっての適用はできませんのでご注意ください。

日本スポーツ振興センターの災害共済掛金についても、さかのぼっての適用はできません。）

※ 申請は毎年必要です。昨年度に援助を受けられていた方や、入学前に新入学学用品準備費の支給を受けられた方でも、必ず手続きをしてください。



裏面もご覧ください

就学援助の内容

◎援助を受けられる方（播磨町立小中学校に通う児童生徒に限ります。）

1. 現在、生活保護を受けている方
2. 保護者または世帯について、令和3年中（令和3年1月～12月）の合計所得額（所得が2人以上あるときは全員の合計）が基準額（*）以下である世帯

※認定基準額を超えていても、特別な事情（失業中・被災など）がある場合は、公的な証明書等の添付により審査のうえ認定される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

認定基準額

世帯構成人員 (生計同一人員)	認定基準額 (合計所得金額)
2人	1,962,000円
3人	2,506,000円
4人	2,914,000円
5人	3,296,000円
6人以上1人増すごとに	390,000円

※世帯の「総所得」は、以下の書類でご確認ください。

- ・確定申告書 A の方…「所得金額合計⑧」
- ・確定申告書 B の方…「所得金額合計⑫」
- ・源泉徴収票の方…「給与所得控除後の金額」
- ・市町村民税・県民税申告書の方…「所得金額合計⑫」

※所得のある人が同一世帯の中で2人以上いる場合は、合算した額で比較します。

※税制改正にともない、総所得金額から一人（給与所得または公的年金等所得がある方のみ）につき10万円を差し引いた金額で判定します。

◎援助金の内容（○印が援助を受けられるもの）

	小学校						中学校			生活保護受給中の方			
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	小1～5	小6	中1、2	中3
学用品・通学用品費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
新入学学用品費※1	○						○						
新入学学用品準備費※2						○							
修学旅行費						○			○		○		○
校外活動費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
体育実技用具費							○						
卒業アルバム代						○			○				
給食費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
医療費※3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 新入学学用品費……入学前に令和3年度新入学学用品準備費の支給を受けた方は、令和4年度新入学学用品費と令和3年度新入学学用品準備費の差額のみでの支給となります。

※2 新入学学用品準備費……令和5年3月1日現在、播磨町にお住まいで播磨町立中学校に進学予定の方が対象です。

※3 医療費……学校検診で治療の指示を受けた以下の学校病のみが対象となります。

全学年・・・トラコーマ、結膜炎、伝染性皮膚疾患、う歯

検診該当学年のみ・・・寄生虫病、慢性副鼻腔炎、アデノイド、中耳炎

学校で上記にかかる治療の指示を受けた場合は、受診前に「検診結果のお知らせ」を持って、教育委員会教育総務グループまでお越しください。

(注) ① 援助金は、認定後にお支払いしますので、認定前に学校で必要となる費用は、先に支払うようにしてください。

② 7月以降に認定された方の援助金は、申請日からの支給となります。

- ・学用品費は月割、給食費は申請日からの算定となります。
- ・修学旅行や校外活動が終了しているときは、費用は支給対象となりません。
- ・新入学学用品費は支給対象となりません。